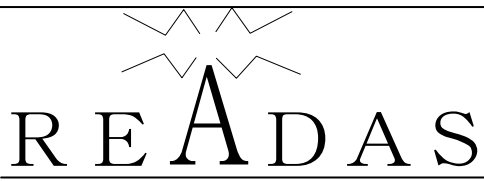


第 4650 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月18日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 長期の火災保険の保険料の取扱い

Q：当社は、この度、工場に保険期間が5年の損害保険をかけました。この保険料はどのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

法人が、保険期間が3年以上で、かつ、その保険期間満了後に満期返戻金を支払う旨の定めのある損害保険契約（長期の損害保険契約）について保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額のうち、積立保険料に相当する部分の金額は保険期間の満了又は保険契約の解除若しくは失効の時までは資産に計上するものとし、その他の部分の金額は期間の経過に応じて損金の額に算入することとなっています。

また、この場合の積立保険料に相当する部分の金額とその他の部分の金額との区分は、保険料払込案内書、保険証券添付書類等により区分されているところによることとなっています。

なお、この場合、積立保険料に相当する部分以外の金額で、払込期日以後1年以内の期間分の保険料については、短期前払費用に該当することから、その支出時の損金の額に算入することが認められます。

